

2007年度第4回定例会—H18年度決算に対する反対討論

日本共産党摂津市会議員団を代表して、認定第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号について、反対の討論を行います。

最初に、認定第6号以外の議案について申し上げます。

まずに自治体としての政治姿勢、役割についてです。

その1つは、今日、憲法と平和、国民のくらしの問題をめぐり、地方政治は、政府・財界が進める構造改革路線と国民生活との矛盾の大きな焦点となっているという問題です。

今年は憲法施行60年を迎えました。昨年の5月に提出された「憲法改正手続法」は、国民の多くの反対のなか、今年5月に成立しましたが、戦争できる国づくりという点では、本市を含め地方自治体の足もとにきているのではないかでしょうか。国民保護法に基づく具体化として、自治体での国民保護計画の策定などもその1つであり、戦時の日常化と言われるこうした動きに対して、「平和都市宣言」を行っている本市として、改めて憲法を守る立場での対応が問われているのではないかでしょうか。そういう点では今年の摂津まつりにイラクに派遣されたものと同型の自衛隊軽装甲機動車が展示された問題は、本市が憲法と平和の問題に対する認識の程度が問われているということを強調しておきます。

暮らしの問題では、貧困と格差の拡大は、いっそう深刻な事態をつくり出しています。「福田総理は、お年寄りが安心できる国をつくる」と言われたが、いま多くのお年寄り、国民が社会保障制度から排除されています。医療分野では、国民健康保険料が高すぎて払えず滞納している世帯は480万世帯、加入世帯の2割、病院の窓口で10割負担を求める「資格証明書」への置き換えが急増しています。病院に行けず、病状が悪化し、死亡するという痛ましい事件が全国で続発しています。また国民生活の最後の命綱である生活保護行政でも、法律が無視され、北九州市では申請さえ認めない「水際作戦」、「道理のない」保護打ち切りによって、この間3人の男性が連續して餓死、自殺に追い込まれるという異常な事態がおこっています。企業の収益と労働者の所得の関係では、大企業はバブル期を上回る空前の利益をあげ、資本金10億円以上の大企業の経常利益は、この9年間で2.2倍に。一方、サラリーマンの平均給与は、9年間連続減り続けて、年収200万円以下の人人が、ついに1000万人をこえました。

暮らしの問題でも、平和の問題でも、重要なことは、市民に役立ち、市民のくらしを守るためにには、常に憲法の立場で、憲法を生かした行政を行うことではないでしょうか。

その2は、財政状況と税金の使い方、市民負担の増大についてです。

昨年度は、税制改悪による税・保険料の大変な負担増に日本列島全体、怒りが噴出した

年度がありました。そういう点では、国の国民負担増の押しつけから、住民の暮らしを守るために、いかに、自治体ががんばるかが問われました。本市はどうでしょうか。残念ながら、国のかうした負担増押しつけに輪をかけ、国民健康保険料をはじめ、介護保険料、葬儀会館の使用料、幼稚園保育料などの値上げで、この10年間で最大の4億6千万円もの市民負担を押しつけました。その結果、本市における税と保険料の負担は、前年度に比べ、サラリーマン4人世帯で年収500万円の基本世帯では7万円、65歳以上の夫婦で年金収入250万円の世帯では13万円、それぞれ増えた訳であります。

一方、本市の財政状況はどうでしょうか、これまでも説明があったように、国の税制改悪による市民税の增收、市たばこ税で14億円増、また公債費で借換債を除いて約13億円の減少などによって、経常収支比率が110%から95.2%に大きく改善されました。しかし市債は、一般会計と公共下水道会計の合計では、市民1人当たり、93万7千円と大変な借金は残っているということです。つまり、昨年度の特徴は、税収は大変増え、そのうえ、4億6千万円もの値上げをおこない、いくつかの財政指標はよくなつたが、市民生活の面では負担ばかり増え、そして民生費の構成比率は28.4%で、府下で下から3番目、最高の東大阪市の41.2%にくらべ、12.4ポイントも低く、市民生活に予算をあまり使っていないということがいえます。本市は今後も「新アクションプラン」に沿って、市民サービスの切り捨て、公的仕事のアウトソーシング、職員の削減など行おうとしていますが、特に、職員の問題では、市民サービスの点で、必要な部署には必要な職員の配置をすべきで、労使協議を前提に、単に削減ありきとか、今日社会問題になっている不安定雇用労働者を増やすことに加担することなどは絶対あってはならないということを申し上げておきます。

昨年度の本市の15歳以上の完全失業率は6.72%と高い数値を示しています。全国で問題になっている貧困と格差の状況は本市市民も同様であり、改めて、市民の生活実態を調査、研究され、市民の暮らしを守る市政運営を第1に進めることを求めます。

その3として、指定管理者制度導入に関連して、管理運営先の経営状況やそこで働く職員の労働条件、委託したサービスがちゃんと行われているかなど厳密に検証できるような体制をとるべきだということを申し上げおきます。

第2に、市民の暮らし、福祉の面についてです。

その1つとして、市長が年度のテーマの1つである「女性」の問題に関連して申し上げます。

健康づくり面でガン検診の回数増をはじめ、女性職員4名の採用等が行われましたが、第2期せつつ女性プランが策定され、今後5カ年計画が示されました。それぞれの課題ごとの最終の数値目標は今後懇話会や幹事会で検討するとしていますが、最大の問題は府内での意識改革であり、そのための努力を求めます。また安心して出産できる支援については、産科の誘致や救急医療体制の充実、全国、府下的にも広がっている妊婦健診の公費負

担の回数増を求めます。関連して、子供の医療費助成制度については、小学校入学まで対象年齢引き上げを必ず来年度に実現することを求めます。

その 2 として、障害者自立支援法の施行に伴い応益割が導入され、福祉サービスを受ければ受けるだけ負担が重くなっているという問題です。

この障害者支援について、委員会答弁ではサービスの提供における金額の減少はあるが、サービスの件数、量的には変化が無いとされました。地域包括支援とともに障害者本人への給付から事業所への給付に変わったものもあり、従来の決算と比較がしにくい面があります。サービス量が減らなかったからといって、必要なサービスを受けることを控えた、お金がかかるので我慢したということがなかったとは言えません。もっと市民の生活実態に即し、市民の立場にたって運用し、受けに来ないものは知らないという態度はとるべきではありません。事業所への給付も利用実態に即してと、月ぎめの給付が日割りになるなど、事業所で、窮状を訴えています。事業所・事業者への援助を強めるよう求めます。

その 3 として生活保護の問題です。

生活保護者への母子加算が削減されたことで 11 世帯でひとり親世帯が減額されています。先ほど申し上げましたが、これまで窓口での対応を始め、人権を無視した対応について、指摘し、是正を求めてきました。北九州市の事例も参考に、憲法 25 条、人権を尊重の立場で対応されることを求めておきます。

その 4 として介護保険の問題です。

保険料が 5 段階から 7 段階への見直しで収入に変化がないのに保険料区分が変わって値上げになりました。国に調整交付金の引き上げをもとめつつ、市独自でも一般会計からの繰り入れをおこなうべきです。今年 4 月に要介護から要支援への移行で、一時的にせよ 40 件も介護ベッドの返却の措置をとられました。障害者自立支援と同様に、制度はあってもサービスが削られ、負担が高くて受けられないということのないよう充実を求めます。

その 5 として、国民健康保の問題です。

保険料の値上げが昨年、今年度と続いている。昨年度は、特に老年者控除の廃止、年金控除の削減などが保険料にも連動しました。よって大幅な値上げとなったわけですが、単年度では黒字決算となっています。保険料軽減のための繰入金はほとんど変わっていません。必要な市民負担軽減として一般会計からの繰入金の増額を求めます。また、資格証や短期証の発行の問題では、その件数は年々増加し、また児童生徒のいる世帯にも発行されていることは、大きな問題であり、即刻是正すべきです。

その 6 として、小規模工事登録制度と中小企業資金融資の問題です。

小規模工事登録については、昨年度1年間、すでに実施している自治体の調査や研究の結果、今年の1月22日から09年3月末を登録期間として、受注額30万円未満を対象に実施されました。市内には、対象事業所が39件あるとのことです、この間の取り組みの結果をまとめ、充実するよう求めておきます。

中小零細企業資金融資の問題では、本年10月からの変更実施ではあります、資金融資制度が非常に使いにくい内容に変更されました。

この10月の責任共有制度の導入に伴い、銀行保証が80%になり、制度利用、融資の申し込みを銀行を通して行うようになりました。これまで保証協会の審査で融資が受けられていたのものが、銀行審査が厳しくなり受けにくい、またそれに伴って金利が上昇しました。元のように使える制度にもどしてもらいたいという声があります。銀行が審査を行うにあたって貸し渋りを行わないよう指導を行うなどの対策を求めます。

第3に、教育の面についてです。

PTAや地元住民の反対を押し切って強行された小学校の統廃合では、当初、味舌東では4億7700万円から9億9700万円に、柳田では、教室を転用するから補修費だけと説明していたが、5600万円と数字が跳ね上がり、入札後、最低価格の7億4800万円となりました。給食室の熱源については都市ガスが使えるのに十分な説明もないままにプロパンに変わり、議会側からの指摘で元の都市ガスに戻るなど、不審な点がありました。今議会で味舌東の旧校舎の改修で3812万4500円の追加、工事請負変更が出されておりますが、なぜ当初から予算に組まなかったのか、意図的ではないかと思われるほど市教育総務部の契約に対する姿勢が厳しく問われる問題です。

又、学校施設改修や補修に関わる事務報告書では、500万円以下は載せないという件についても他の部署と比較しても説明責任を果たしていないと言わざるを得ません。

統廃合の折には普通教室にエアコンを整備するとか、計画的な耐震補強工事で安心安全な学校生活を保障すると、充実をうたって協調したにも関わらず、教育長や担当部長の答弁からはその姿勢はまったく感じることができませんでした。

決算審査のときに、再三指摘したにも関わらず、味生小学校において児童の個人情報の紛失事件がありました。持ち帰りは禁止しているという答弁にも関わらず、このような事件が起き、保護者への不安が広がっています。文教常任委員にはファックスで通知されましたが、これまでにも事ある毎に協議会できちんと報告をすると委員から指摘されましたが、この点でも市教育委員会の姿勢が問われています。府下トップの認定率の就学援助金制度については、国において生活保護基準が引き下げられようとしている中で、後退させることなく充実を求めます。

摂津の未来をになう子どもたちへの投資ということであれば、市独自での少人数学級に踏み出すこと、学校施設の耐震補強工事についても、住民の避難場所として前倒しで計画を進めていくよう求めるものです。

第4にまちづくりの面についてです。

その1として、地域防災・災害対策についてです。先日、10/1に国の中防災会議の専門調査会が近畿などの内陸直下型地震の被害想定を発表しました。その内容は、3月に大阪府が修正した地域防災計画の被害想定の3倍となり、府全体で家屋の全壊97万戸、死者は最大で4万2千人、負傷者は重傷者4万8千人を含め22万人にのぼるというものであります。東南海・南海地震に対する備えも含め、あらためて、総合的・効果的な対策が重要です。昨年度は本市において「市独自の災害対策推進条例の制定」などの取り組みが行われましたが、今日、全体として、様々な耐震化促進策が実施されてきています。

しかし、その中心課題は、公共施設の耐震化であり、民間住宅の耐震化であります。現在、10年後に民間住宅、公共施設それぞれ耐震化90%とした「府の住宅・建築物耐震10力年戦略プラン」にもとづく本市の計画の策定作業が行われていますが、地域ごとの防災計画の具体化とともに、避難所、学校施設などのきちんとして耐震化年次計画、職員の増員を含めた消防力の強化策などにもっと財政を投入し、緊急の重要課題の1つと位置づけた取り組みを求めるものです。

また先日国会で被災者支援法が改正され、住宅本体の再建への公的支援が盛り込まれましたが、あらためて本市として「住宅リフォーム助成制度」の実施を検討されるよう求めます。

その2として、南千里丘開発についてです。昨年度は5月末にダイヘン、阪急、摂津市の3者による基本合意、7月に(株)ジェイ・エス・ビーがダイヘン用地の買収、8月より「まちづくり懇談会が開始され」、今年の2月には全体工事費として35億3千万円、本市の負担は21億円という数字がしめされたところであります。今日さらに税金が投入されようとしていますが、あらためて、この開発が市民にとってどれだけ利益になるのか、市全体のまちづくりの関係でどうなのか、市民生活との関係で税金の使い方として妥当かどうかなど、市民的な検証をきちんと行うよう求めておきます。

その3として、吹田操車場跡地への梅田貨物駅移転についてです。昨年2月に、吹田市では、4万人を超える直接請求署名の声を無視し、貨物駅受け入れの着工合意が強行されました。そして、11月から、梅田北ヤード開発の体制と同じ内容での受け皿が設置され、今日、6者協定が締結、UR機構が開発の推進役として、国の「地域再生計画」認定を受け、本格的な開発を進める段階であります。そもそも貨物駅移転の背景は、土地売却で旧国鉄債務の返済という大儀がなくなり、関西財界、大企業の都合で再開発優先に変質し、そのツケを摂津市、吹田市、百済の住民に押しつけるもの以外の何ものでもありません。6者協定では、吹田、摂津市が地権者から土地の購入を約束し、採算が赤字になれば補填する約束が盛り込まれるなど、事業者側にきわめて有利な内容にもなっており、こうした計画

に市民の税金を投入することは、将来に禍根を残すことになるということを申しあげておきます。

最後に、認定第 6 号についてです。

予算編成の時期になってきましたが、「予算編成基本方針」に毎年書かれている、「見込めるものはすべて見込み、原則増額補正は認めない」等に照らして感じるのは、毎年の決算で予算額との大幅な乖離です。

下水道会計でも 06 年度、使用料では 5 千万円の増、当初に比べ約 3 %、市債では借り換えが認められたとして 7910 万円の増、歳出では 3417 万円の繰上げ償還、元利差し引き約 9300 万円増となっています。

さらに、一般会計からの繰り入れも約 1 億 1900 万円減額、繰上げ充用は 05 年 3 億 2400 万円から 06 年度 2 億 3450 万円と 9000 万円の減となりました。

これらの事柄を見ていくと「健全化計画」にあるような 3 年毎の料金値上げを導くことはできません。また、昨年第 3 回定例会で取り上げましたが、下水道普及率の大幅な乖離、これは「健全化計画の柱をなすもので、これまでの事務執行が厳しく問われるとともに、これからのかづくり、財政運営にも大きな影響を及ぼすもので見過ごすことができません。

その他、「合特法」に基づく「し尿汲み取り業者」への「保障」や「業務委託」の特別扱い、さらに「し尿汲み取り単価」の適正化が長年にわたって放置されてきました。この問題では議会の指摘、理事者の努力で一定改善の方向に向かっていますが、まだ不十分さを残しています。

厳しい体制の中で「使用料の未徴収問題」はじめ、この間指摘された問題に応え改善の努力がされていますが、新聞報道などで大きく失われた「市民の信頼」回復にいっそうの努力を求め反対討論とします。